

強引な貴金属などの 買い取りにご注意!!

最近、金やプラチナなどの貴金属を使用したアクセサリーや着物の買い取りに関するトラブルの相談が、消費生活センターに多数寄せられています。

買い取り業者に関する具体的な相談内容は、

- 1 「高い価格で金製品を買い取る」と電話で連日勧誘がくる。
- 2 突然、買い取り業者が「何か貴金属で売るものはないか」など自宅を訪問し、「何も売るものはない」と断っても「ひとつでもいいから」などとしつこく強引に勧誘を続けるため、恐怖を感じて承諾してしまった。
- 3 とりあえず貴金属を見せたところ、あっという間に買い取られ、業者名や所在地が分からず連絡できない。
- 4 業者に品物を引渡したら、後で返品を求めても返してもらえない。
- 5 業者が買い取りすると言った価格と実際買い取る価格が違う。



イラスト/urazou

ポイント

貴金属などの買い取りは業者からの「販売」にはあたらないため、クーリングオフはできません。

消費者の皆さんは、大切なものをあわてて売ってしまわないよう、次の点にご注意ください。

- 1 被害者の多くは、高齢者や日中在宅している方です。目的を告げない業者は、決して家に入れないようにしましょう。
- 2 買い取ってもらうつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。
- 3 業者の名称、住所、電話番号を確認し、古物商許可証などの提示を求めましょう。
- 4 業者から買い取り条件が記載された書面をもらいましょう。

困ったときには、お近くの消費生活センターや警察に相談しましょう。

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155 [受付時間 月～土:9時～16時まで] ※休日・祝日・年末年始はお休みです

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16階

土曜日にも相談できます